

古賀市委託型短期集中予防サービス事業について

1. 目的

事業対象者、要支援1・2で退院直後や身体機能の低下などで日常生活に支障がある状態の人に対し、保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士等保健・医療の専門職が、通所や訪問により、効率的な介護予防プログラムの実施や、社会性を高めるために必要な相談・指導を短期間（3～6ヵ月）集中的に行い、日常生活に支障のある生活行為を改善し、その居宅において自立した生活を確立できるよう支援する。

2. 事業概要

	訪問型	通所型
内容	看護師等が自宅に訪問し、日常生活に支障のある動作の評価を行い、改善策を助言する。	<ul style="list-style-type: none"> ●運動器の機能向上プログラム ●認知症プログラム ●口腔機能プログラム ●栄養プログラム
料金	利用者負担 400円/回	
時間	必要回数（1時間程度）	週2回（2時間/回）

3. 委託先

- ①一般社団法人 フットアジャストメント協会 福岡市西区小戸4-16-18-201号
- ②医療法人社団愛和会 古賀中央病院 古賀市天神1丁目13-30

4. 委託期間

平成31年4月1日から1年間